

議 題 ・ 課 題 等 提 案

上 下 水 道 部

目 次

頁

I. 「桑名市上下水道事業経営計画」の修正について . . . . . 1

# I. 「桑名市上下水道事業経営計画」の修正について

1

## 当初・経営計画の概要《現況》

### 《これまでの経緯》

水道事業、下水道事業は平成16年12月の3市町合併以降、段階的に経営や組織の改編が行われ、平成23年4月に両事業が組織統合された。それまで個別に推進していた事業計画を見直すために、平成21年7月8日付の総務省通達「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（総財公第103号総財企第75号総財経第96号）に基づき、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間とする桑名市上下水道事業経営計画を策定した。

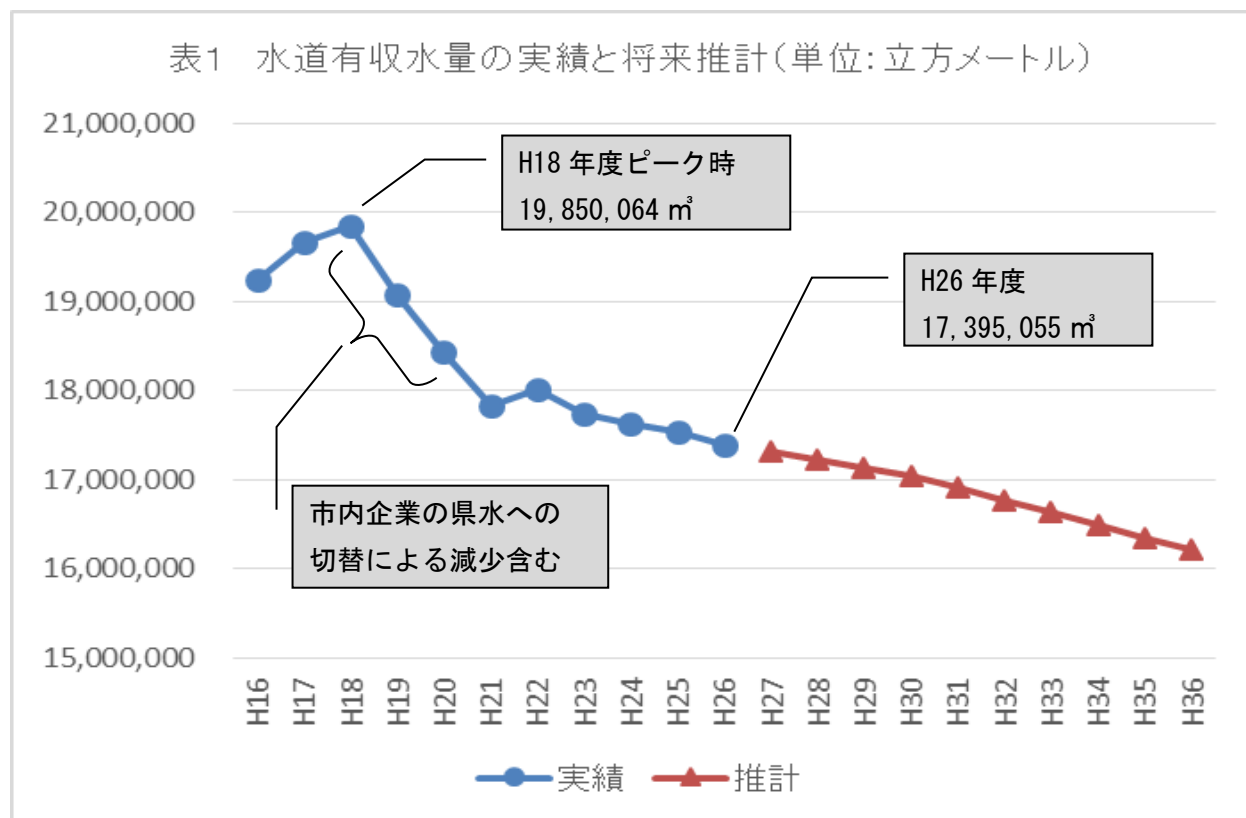
### 《水道事業の計画概要》

水道事業については、水需要の減少（表1）に伴い年々収益が悪化をたどっていたにもかかわらず、平成25年度以前には10数年間、料金改定を行わずに支出抑制で経営を行ってきた。

このことにより、老朽管の更新に遅れを生じていた。また、今後ますます老朽化が進む施設の更新や耐震化にも中長期的な計画が必要なことから、平成23年度から「上水道事業基本計画」の策定が始まっていた。そこで水道事業における経営計画は、「基本計画」の策定が完了する平成25年度以降に、「基本計画」をフィードバックして再検討する前提で策定された。

そのため平成25年度の料金改定については、過去数年の累積赤字の解消が可能な範囲とし、5.5%とした。（平成25年度は、経営計画に基づく改定を実施済。）

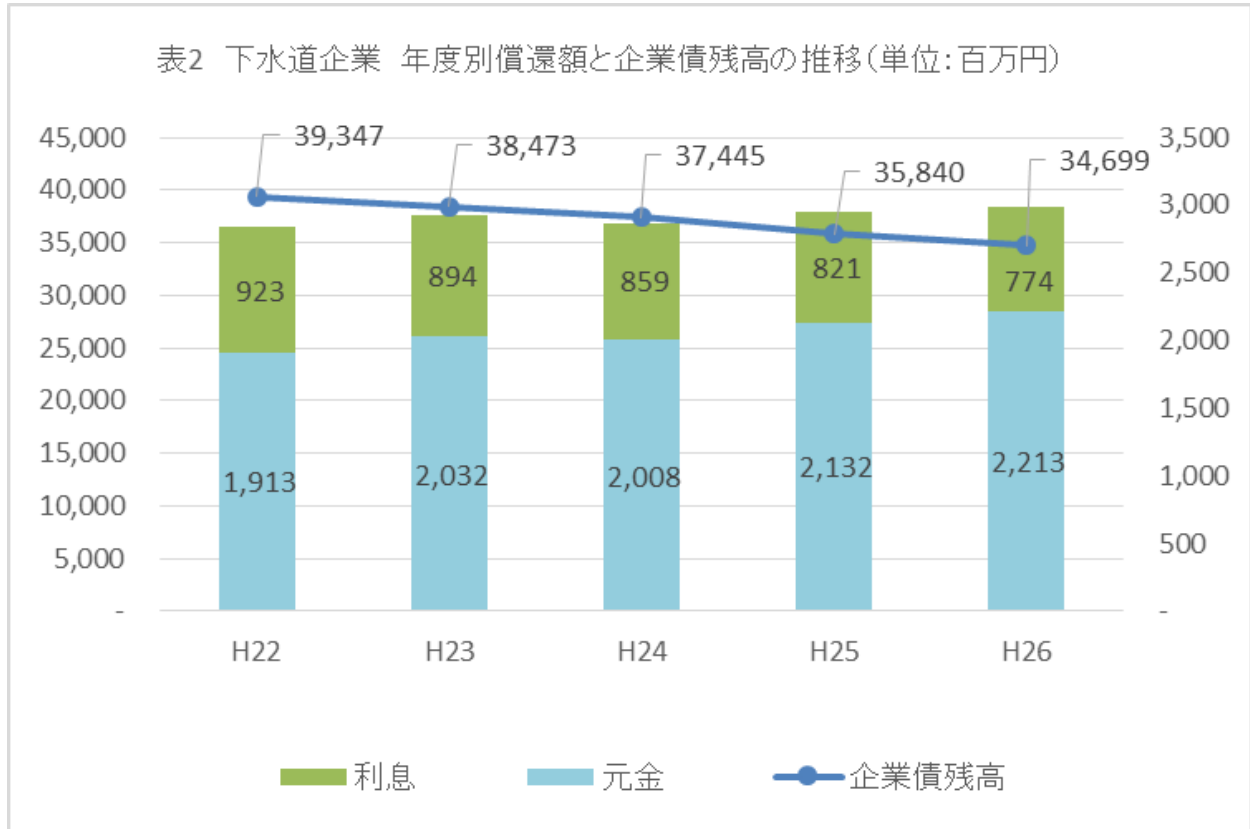
表1 水道有収水量の実績と将来推計(単位:立方メートル)



## 《下水道事業の計画概要》

経営計画を策定した平成23年度当時、まだ企業会計化して間もない下水道事業には事業を推進するための運転資金がなく危機的な状況であった。また企業債残高も400億円近くあり、毎年の償還も経営を圧迫していた。（表2）

こうした状況から抜け出すために、当面の支出抑制と下水道使用料の適正化が必要とされ、使用料については平成25年度に13%、平成29年度に12%の改定が必要と試算した。（平成25年度は、経営計画に基づく改定を実施済。）



## 2

## 経営計画の課題と修正の概要

### 《経営計画を修正する必要の高まり》

水道事業においては、「基本計画」策定後にその事業費を反映して財政検討し直す修正を加えることは想定内であったが、上・下水道事業ともに、経営計画策定時にはなかった法改正により貸借対照表などの財務諸表の記載が大きく変化することとなり、現行の経営計画の財政シミュレーションでは計画期間内とその後の経営状況を捉えることが難しくなった。

また、水道事業において国交省が以前から計画していた伊勢大橋の架替事業がいよいよ実施段階に入ったこと、下水道事業においては、国交省が農水省、環境省と連携して発表した、今後10年をメドに各種汚水処理施設の整備を重点的に整備する計画（低コスト型下水道整備）のモデルケースとして検討を開始することになったことなど、新しく、かつ高額な設備投資の計画が持ち上がったことにより、経営計画の見直しは喫緊の課題となった。

○水道事業会計

- ・「基本計画」の反映の必要

**《中期計画目標年度までに実施する事業》**

大項目	中項目	小項目	新規計画事業			実施計画期間	
			事業名	実施内容	数量	短期	中期
整備更新計画	基幹施設整備更新計画	水源系統整備事業	多度水源開発事業	深井戸	2井	←→	
			多度送水管整備事業	DIP-NS	1式		←→
		送配水系統整備計画	多度低区配水池整備事業	V=3,100m <sup>3</sup>	1池		←→
			上野配水池更新事業	V=5,200m <sup>3</sup>	1池	←→	
		耐震化及び更新計画	美祿配水池整備事業	V=100m <sup>3</sup>	1池	←→	
耐震調査事業	9施設		1式	←→			
維持管理計画	基幹施設維持管理計画	水量水圧管理計画	基幹管路整備事業	管路布設替え	1式	←→	
			桑名上水道CC整備事業	集中監視	1式	←→	
		水質管理計画	水質管理事業	連続監視	1式	←→	
		設備更新計画	機器更新事業	機器更新	1式	←→	
		配水管網維持管理計画	配水管網更新計画	配水管路更新事業	管路新設・布設替え	1式	←→

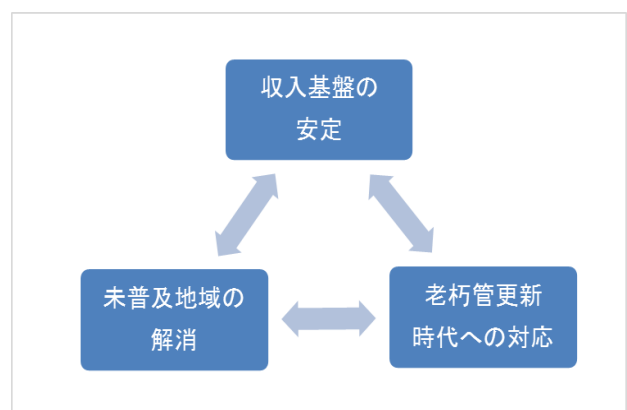
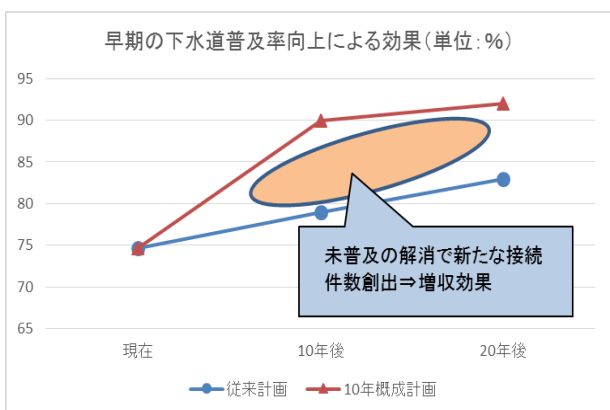
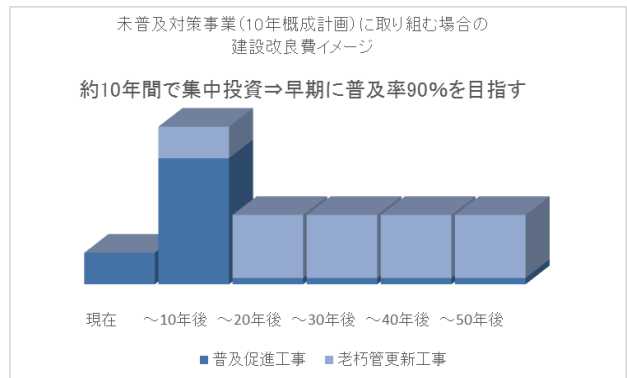
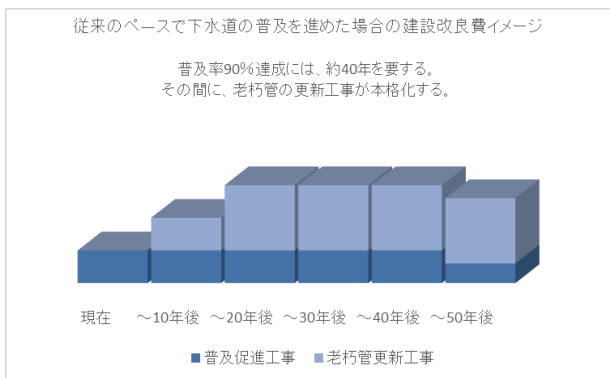
(「桑名市上水道事業基本計画」より)

- ・伊勢大橋架替に伴う桑名長島連絡管接続工事の必要

○下水道事業会計

- ・未普及対策事業の検討

**《未普及対策事業(10年概成計画)の概要と効果》**



○両会計共通事項

- ・地方公営企業法改正 (みなし償却精度の廃止、キャッシュ・フロー計算書の導入など)

## 《外的要因》

折しも平成26年8月29日付、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通達が出される。この主な内容は、

○公営企業は、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むため、計画期間を10年以上とする「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むこと。

○企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものとする。

○「投資試算」と「財源試算」の均衡を図った収支計画を立てること。

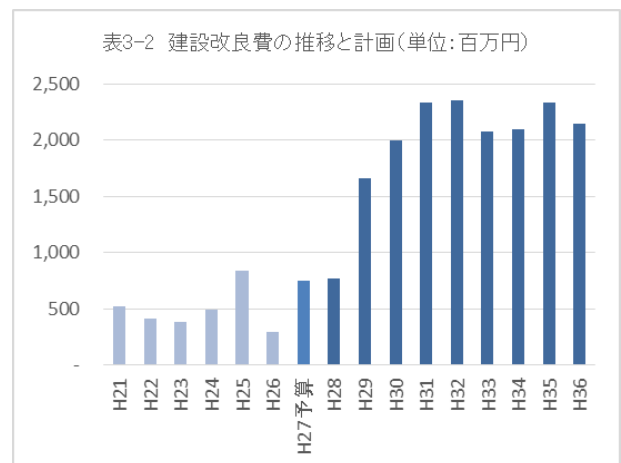
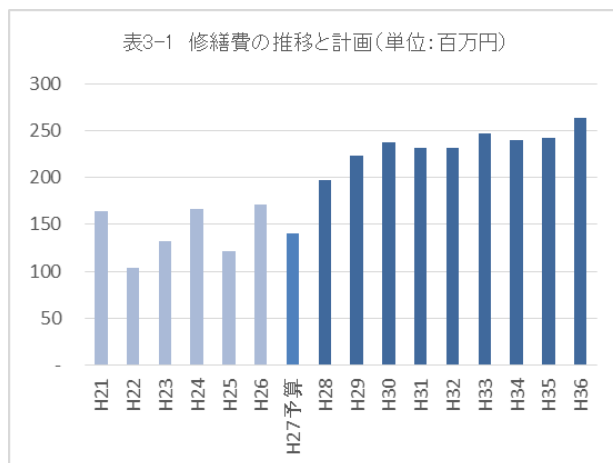
というものであった。このことから、今回の経営計画の修正は、内部的な新要素の反映にとどまらず、「経営戦略」としての要件も備えるものとして見直すこととした。

## 《水道事業の計画修正のポイント》

○これまで抑制してきた修繕費、建設改良費を中心に、今後10年間でしなければならない内容と費用を可能な限り確保。この計画で確保できなければ、再び10年の先送りとなるばかりでなく、漏水事故の増加や耐震化の遅れに直結する。(表3-1、3-2)

○建設改良工事の財源は、企業債を活用。近年の投資抑制により企業債残高も毎年度の償還額も順調に減少してきている。新たな借入が経営に与える影響を考慮しつつ、必要な事業が行えるだけの財源確保を行う。同時に、各費用については、優先順位を考慮し、引き締めるべき部分では抑制を図る。

○必要な投資を継続するためには、今後、水道料金の適正化も不可避である。計画の中では値上げ水準の適正範囲への抑制を行った上で現世代、将来世代、いずれにも偏った負担とならない、バランスを考えた投資・財政計画を目指す。



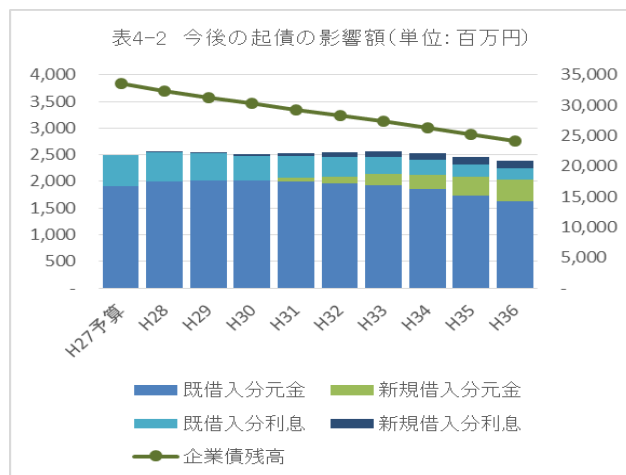
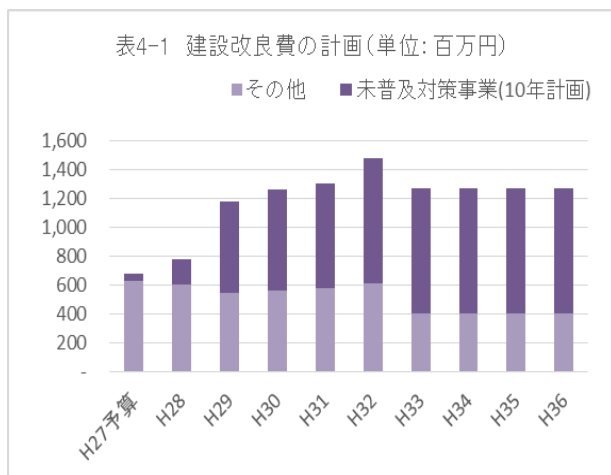
## 《下水道事業の計画修正のポイント》

○本市の下水道普及率を10年で約90%に引き上げる未普及対策事業を中心とした投資試算に耐える財政計画を立てる。

○未普及対策事業以外の事業も可能な限り拡充を図るが、資金不足比率の悪化など、悪影響を招かない範囲とする。

○企業債については、計画期間中における新規借入の影響を、計画期間中及び将来にわたって検証。現段階では、今後も全体として企業債残高を減少させていくことができるものと試算している。

○必要な投資を継続するためには、今後、下水道使用料の適正化も不可避である。しかしながら下水道使用料がすでに県下でも高い水準にあることから、安易に使用料に転嫁しないよう、各費用の抑制によりどこまで値上げ水準を引き下げられるかという目標をもって投資と財政のバランスを調整する。



### 3

## 今後の取り組みとスケジュール

### 《経営計画にのっとった事業運営と定期的検証》

平成28年度当初予算編成から、修正後の経営計画を基調とした事業運営を実施していく。平成36年度までの計画期間の中で、以下を念頭に置いて運営する。

- 計画にのっとった予算編成
- 毎年度決算と計画との乖離状況等の検証
- 突発的な事象への対応、変化する状況への対応

### 《桑名市上下水道事業経営審議会の設置》

平成27年12月議会において、「桑名市上下水道事業経営審議会条例」を上程する。

- 学識経験者から市民まで広く審議会委員を募り、年数回審議会を実施する。
- 毎年度決算について報告し、経営状況や課題について審議する。
- 水道料金、下水道使用料の改定はじめ、桑名市上下水道事業の経営に関する重要事項を審議する。